

令和6年度重信川サイクリングロード魅力体験事業委託業務仕様書

1 業務名

令和6年度重信川サイクリングロード魅力体験事業委託業務

2 事業期間

契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

3 事業実施の背景

重信川サイクリングロード(愛媛マルゴト自転車道:重信川自転車道 水と緑の癒しの道コース)の利活用の促進による自転車利用者の裾野拡大と周辺地域の活性化を図るため、愛媛県と関係4市町(松山市、東温市、松前町、砥部町)が連携して重信川サイクリングロード活性化推進実行委員会を組織し、各種振興施策に取り組んでいる。

令和5年度は、子育て世代をはじめとする地域住民が気軽に利用できる、生活に密着した重信川サイクリングロードを目指し、地域の飲食店や公園、観光スポット等を巡るモニターイベントを沿線4市町で開催し、参加者の意見を反映した、関係4市町の「お出かけサイクリングコース」を策定した。

4 事業の目的

本事業は、子育て世代をはじめとした地域住民に対し、重信川サイクリングロードの魅力について実際に体験する機会を提供することで、身近な「余暇の定番スポット」として定着を図り、ロードの更なる利用促進及び周辺地域の活性化につなげることを目的とする。

5 事業 KPI

- スタンプラリー参加者数 862名
- SNS フォトキャンペーンにおける投稿数 361件

数値目標については、事業効果を最大化するために、より適切な指標がある場合は提案することとし、他事例を参照した数的根拠を示し、重信川サイクリングロード活性化推進実行委員会と協議の上で設定すること。

6 事業の実施主体

重信川サイクリングロード活性化推進実行委員会(以下「実行委員会」という。)
(事務局:愛媛県中予地方局地域政策課)

7 主たるターゲット

重信川サイクリングロード周辺地域(松山市、東温市、松前町、砥部町等)に在住する、子育て世代をはじめとした地域住民をターゲットとする。

なお、ターゲットの具体的な内容については、受託者が各種現状分析を行い、これらを基礎資料として、実行委員会と受託者で協議の上、決定する。

8 事業内容

4の目的を達成するため、次に掲げる事業を効果的に実施すること。

なお、詳細については、受託者の提案に基づき、実行委員会と協議の上で決定する。

(1) デジタルスタンプラリーの企画・実施

① 基本的な業務内容

ア 令和5年度に策定した重信川サイクリングロード「お出かけサイクリングコース」を活用しながら、スマートフォン等デジタル端末を活用したスタンプラリーイベントを企画、実施すること。

イ 重信川サイクリングロードの利用者拡大による周辺地域の活性化を図るため、周遊性と経済波及効果に配慮した内容とすること。

ウ イベントで利用するスタンプラリーのシステムについては、デジタルスタンプラリー作成システム「RALLY」の使用を想定しているが、Web方式、アプリ方式などを問わず、本事業の特性を踏まえて最適な手法について提案すること。

エ スタンプラリー参加者を効果的に集めるため、多様な機種に対応させること。また、参加中に機種交換をした場合のスタンプ取得状況の引継ぎについても考慮すること。

② 実施期間

ア 2か月以上の実施期間を設定すること。

イ 実施する時期については、重信川周辺エリアの特性を考慮し、サイクリングイベントを実施する上で最適な期間を提案すること。

③ 実施エリア

4つの重信川サイクリングロード「お出かけサイクリングコース」の周辺地域とする。

④ スタンプラリーのスポット

ア 重信川サイクリングロードの魅力を訴求する上で最適と考えられる施設や店舗、公園等について、4つの「お出かけサイクリングコース」から、それぞれ6か所以上（計24か所以上（6か所×4コース））選定すること。

イ 最終的なスポット設置箇所については、提案された内容を基礎資料とし、実行委員会と受託者で協議の上、決定すること。

なお、提案の時点で、各施設等のスポット設置に係る許諾を得ることまでは要しないが、スポット決定後の掲載交渉及び内容確認等は、受託者の費用と責任で行うこと。

ウ 敷地面積が広いスポットを選定した場合、スタンプを取得できる場所を端末上またはスポットにおいて、参加者にわかりやすく示すこと。

エ スポットに選定した施設等が、スタンプラリースポットだと一目でわかるよう、専用のポスター又はのぼり等を掲示すること。

⑤ 問合せ対応

ア スタンプラリー参加者及び施設等からの問合せの対応を行うこと。

イ 問合せ先の表示については、容易に認識可能な形をとること。

⑥ スタンプラリー当選者の決定及び賞品の選定・発送

ア スタンプラリーへの積極的な参加を促すため、参加者に抽選で当たる愛媛県の特産品等

を贈呈すること。

イ 受託者は、動機付けとして最適な賞品と贈呈する個数について提案し、必要な費用を示すこと。

ウ 応募者の情報を取りまとめのうえ、当選者を決定すること。

エ 当選者の決定は厳正に行うこととし、同一人物及び同一世帯の家族に2つ以上の商品が当選しないよう留意すること。

オ 当選者の決定後は速やかに賞品を発送すること。

⑦ デジタルクーポンの配布

ア スタンプラリーのシステム内でデジタルクーポンを発行できる仕組みを構築し、指定のスポットで利用できるようにすること。

イ 受託者は、対象の施設等と事前に取り交わしを行い、事業の趣旨等を説明すること。

⑧ SNS フォトキャンペーンの同時開催

SNS 上において、重信川サイクリングロードやその周辺施設等で撮影した写真を指定のハッシュタグを付け投稿する等、抽選で賞品が当たるキャンペーン(フォトキャンペーン)を、スタンプラリー開催期間中に実施すること。なお、複数の SNS 媒体で同時開催する等、事業効果を最大化する提案を行うこと。

(2) 桜のスポットを巡るサイクリング体験イベントの企画・実施

① 基本的な業務内容

ア イベント内容の企画

イベント内容には、次の例を参考に、桜のシーズンを楽しめる工夫を盛り込むこと。

(例) 写真家から、桜と自転車のきれいな写真を撮る方法を学ぶコーナーを設置する。

テイクアウトできる店舗に立ち寄り、プチお花見を実施する。 など

イ 準備から開催までのスケジュール調整及び関係機関・参加者等との連絡調整

ウ 参加者の募集・管理

エ 当日の会場設営

オ 当日の運営、進行管理(参加者のアテンド・安全管理、トラブル発生時の対応を含む)

カ レンタサイクル及びヘルメットの調達・運搬

② 実施日程

ア 桜の開花が見込まれる令和7年3月下旬で、集客が見込まれる土日祝のいずれか1日で実施すること。

イ 雨天等で実施できない場合を考慮し、あらかじめ予備日を設けること。

なお、雨天が続く等、予定どおり実施できないやむを得ない理由がある場合には、別途、実行委員会と協議のうえ、実施方法を決定するものとする。

③ 実施場所

重信川サイクリングロード周辺の桜スポットを検討し、走行コースを設定すること。

④ 参加者数

レンタサイクル利用者 15~20 台程度、持参 10~20 名程度の計 30~40 名程度

⑤ 保険への加入について

参加者保険等（来場者用傷害保険等）に加入するなど事故等への対応に万全を期すること。

なお、イベント実施に係る人的・物的損害については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

(3) デジタル広告の実施

① 目的

ア デジタルスタンプラリーの告知

イ 桜のスポットを巡るサイクリング体験イベントの告知

② 方法

ア 上記①の目的を達成するために、最適な配信ターゲット・広告の種類及び媒体・広告の遷移先・配信期間を具体的に提案すること。

イ 計測可能な数値目標（CV、クリック数（率）等）を媒体ごとに設定し、提案すること。

ウ 上記の数値目標の進捗にあわせて、配信期間中に実施方法の改善を図ること。

エ 上記の実施方法に応じて、広告クリエイティブを制作すること。

③ その他

本業務の実施にあたっては、別記「デジタルプロモーション実施時における留意事項」の内容を踏まえ、適切に業務を遂行すること。

(4) 広報用ポスター・チラシの作成・配布

① 目的

ア デジタルスタンプラリーの告知

イ 桜のスポットを巡るサイクリング体験イベントの告知

② 内容等

ア 内容

(ア) 重信川サイクリングロードが、誰でも気軽にサイクリングを楽しめ、「余暇の定番スポット」として魅力的であることが伝わるデザイン、内容とすること。

(イ) ポスターについては、サイクリングロードの特徴やシンボルマークを掲載すること。

(ウ) チラシについては、デジタルスタンプラリーの実施エリア等を示すマップを掲載し、マップ上でコースの全体像や主なアクセス道のほか、休憩スポット等が分かるようにすること。

イ 仕様・印刷部数

(ア) 仕様：ポスターはA2（カラー）、チラシはA4両面印刷（カラー）とすること。

(イ) 印刷部数：ポスター100～200枚程度、チラシ2,000～5,000枚程度とし、デジタルプロモーションとのバランスや相乗効果に配慮して提案すること。

③ 配布先

配布先は、設定するスポットで有人の施設や店舗、自治体のほか、効果的と思われる場所を提案することとし、当該提案内容をもとに、実行委員会と協議のうえ決定すること。

(5) 効果測定及び報告

- ① デジタル広告やデジタルスタンプラリーについては、配信・利用状況のレポートを行うこと。レポート頻度については、配信期間等に応じて実行委員会と協議の上、開始前に決定すること。
- ② 今後の利用促進に向けた事業改善の資料とするため、デジタルスタンプラリーの利用状況（参加者属性、スタンプを押した箇所等）について集計データを提出するほか、商品の応募を受け付ける際に、応募者を対象にアンケート調査を実施すること。
- ③ アンケート調査の項目については、参加者の属性のほか、今後の事業改善の参考とするために必要な項目を設定すること。また、広告の効果を把握するため、どの広告をきっかけに認知したのかを調査する項目を設けること。
- ④ アンケート調査を実施後、取りまとめたデータを提出すること。また、アンケート結果からのデータ分析を併せて実施すること。
- ⑤ アンケートの調査内容については、事前に実行委員会と協議すること。

9 見積経費

当該事業に係る所要経費を全て見積もること。

10 事業計画書及び事業実施報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書を基に、具体的な業務内容について実行委員会と協議の上、委託契約書に定める事業計画書を作成して実行委員会に提出すること。
- (2) 受託者は、受託業務完了後、委託契約書に定める事業実施報告書を作成し、実行委員会の検査を受けること。
- (3) 実行委員会は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況等について調査し、又は報告を求めることができる。

11 再委託の可否

受託者は、受託業務を第三者に再委託、又は請け負わせてはならない。ただし、合理的に必要な範囲内において、再委託先毎の業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて協議し、実行委員会の承諾を得た場合はこの限りではない。

12 秘密保持

- (1) 当該業務に関して、受託者が実行委員会に提出した事業計画書等は、当該業務以外の目的で使用してはならない。
- (2) 当該事業に関して、受託者が実行委員会から受領又は閲覧した資料等は、実行委員会の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 受託者は、当該業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。また、この契約終了後も同様とする。

13 個人情報の保護

受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は「個人情報取

扱特記事項」を遵守しなければならない。本業務終了後も同様とする。

なお、個人情報の保護の取扱いに疑義がある場合は、実行委員会に協議すること。

14 著作権等の取扱い

(1) 著作権者

著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）は実行委員会に帰属する。

(2) 第三者への使用許諾

第三者への使用許諾は、実行委員会が行うものとする。

(3) 権利関係の処理

- ① 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は受託料に含むものとする。
- ② 受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- ③ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ④ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、実行委員会と受託者で協議の上、処理することとする。

15 その他留意事項

- (1) 委託業務の推進に当たっては、実施内容を事前に協議するなど、実行委員会との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心がけること。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ実行委員会と協議の上、決定する。